

議 第 一 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する  
条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条  
第一項の規定により提出します。

令和三年三月十日

提 出 者

| 議員 | 橋 本 啓 一   |
|----|-----------|
| 〃  | 鈴 木 広 康   |
| 〃  | 村 上 かずひこ  |
| 〃  | 嵯 峨 サダ子   |
| 〃  | 辻 隆 一     |
| 〃  | 安 孫 子 雅 浩 |
| 〃  | 伊 藤 ゆうた   |

仙台市議会議長  
鈴木 勇 治 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例  
の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年  
仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「令和二年七月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一  
日から同年九月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

令和三年四月一日から同年九月三十日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月  
額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理  
由である。